

## 議案第 7 号

白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 43 年白岡町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」の次に「（以下「災害」という。）」を加える。

第 12 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員に支給する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 前項の年額報酬の額は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 年額 181,500 円
- (2) 副団長 年額 137,500 円
- (3) 分団長 年額 104,500 円
- (4) 副分団長 年額 88,600 円
- (5) 班長 年額 72,600 円
- (6) 団員 年額 65,600 円

3 年度の中途において新たに団員に任命された者又は団員を退職した者に支給する年額報酬の額については、当該報酬の額を 12 で除して得た額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 年度の中途において新たに団員に任命された場合 新たに団員に任命された日の属する月から 3 月又は団員を退職した日の属する月までの期間
- (2) 年度の中途において団員を退職した場合 4 月から団員を退職した日の属する月までの期間

4 年度の中途において階級の変更（以下この項において「階級変更」という。）があった団員に支給する年額報酬の額については、次の各号に

掲げる額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 当該階級変更前の階級（以下この号において「旧階級」という。）による年額報酬の額を12で除して得た額に、旧階級により在籍した月数（当該階級変更のあった日が当該日の属する月の初日である場合にあっては、当該初日の前日の属する月までの月数）を乗じて得た額
- (2) 当該階級変更後の階級（以下この号において「新階級」という。）による年額報酬の額を12で除して得た額に、新階級により在籍した月数（当該階級変更のあった日が当該日の属する月の2日以後である場合にあっては、当該月数から1月を減じて得た月数）を乗じて得た額

5 第1項の出動報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害のため出動した場合 1日につき8,000円（1日の出動時間の合計が4時間に満たない場合あっては、4,000円）
- (2) 災害以外のため出動した場合 1日につき2,000円

6 報酬の支給方法は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の例による。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（費用弁償）

第13条 団員が会議に出席したときは、費用弁償として1,300円を支給する。

2 団員が職務のため旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（平成元年白岡町条例第25号）の例による。ただし、同条例第16条第2項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員」の次に「及び消防団員」を加える。

別表消防団の部を削る。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

消防団員の報酬等について、国が定めた報酬等の標準額等に基づき、消防団員の適切な報酬等の水準となるよう見直し、消防団員の処遇改善を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。